

契約手続及び履行確認の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>住宅まちづくり部 建築振興課</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の理由の一つとしている下記業務に係る国の通達は平成12年4月に廃止されている。</p> <p>1 一般財団法人大阪府宅地建物取引主任者センター（以下「宅建主任者センター」という。）に委託している取引主任者証に係る業務</p> <p>(1) 取引主任者証交付申請書の取りまとめ (2) 取引主任者証の作成・加工に関する事務 (3) 取引主任者証交付事務の補助 (4) 取引主任者証更新案内の送付事務</p> <p>※昭和55年12月1日付け建設省不動産課長通達第5 取引主任者証について</p> <p>1 取引主任者証の交付申請手続について (略)</p> <p>2 取引主任者証の交付手続について (略)</p> <p>3 事務の委託について 講習の実施の監督及び取引主任者証の交付手続により、都道府県の事務が相当増加するものと見込まれるので、可能なものは講習実施団体と協議のうえできる限り当該団体に委託すること。 (以下略)</p> <p>※この通達は、平成12年4月に当該業務が機関委任事務から自治事務に変わった際に廃止された。</p> <p>担当課の見解は、宅建主任者センターは府内唯一の法定講習実施機関となっており、法定講習と取引主任者証に係る業務は密接な関係にあり、契約先は宅建主任者センターにおいて他にはなく、入札には適さないとしている。</p>	<p>【是正を求めるもの】 既に廃止された通達を随意契約の理由とすることは、不適切であり改められたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (随意契約) 第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (以下略)</p>	<p>平成27年度の業務委託契約の随意契約理由について、廃止された国の通達の記載を削除し、地方自治法施行令の規定に基づく内容に修正した。 今後は、随意契約理由の内容の精査を行い、適正な契約事務の執行に努めていく。</p>